



# 第118号

発行日：令和4年3月23日  
発行者：世羅町商工会

## 世羅町商工会報

# まるせら

本所 TEL 0847-22-0529  
世羅西支所 TEL 0847-37-1075  
メー ル sera@hint.or.jp  
ホームページ <https://www.marusera.com>



### はじめに・・・

春の陽射しを感じつつ、3月らしくない暑さの後には寒の戻りとなりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか？  
商工会では令和3年分確定申告・決算指導の業務を滞りなく終えることができ、新年度に向けて心新たにしております。  
世の中を見渡しますと、未だ新型コロナの影響が長引く中ではありますが、少しずつコロナ後にに向けた取組が広がってきていると感じております。  
新年度も中小企業庁等の中小企業向け支援施策も多く編成されておりますので、これからの皆様の事業の継続、発展にお役立ていただけましたら幸いです。

新型コロナの影響で売上が減少した事業者への支援金制度があります。新型コロナの影響を受けた方は必ずご確認ください。

### 国の事業復活支援金

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者を支援する制度です。

給付上限額は事業形態・規模・売上高減少率に応じて下表のとおりで、所定の計算式により、上限額の範囲内で支給されます。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

申請はオンライン申請のみとなり、申請に際しては商工会等の登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。なお、国の一次支援金や月次支援金を受給したことがある事業者は同じIDで事前確認無しで申請が可能です。

申請期限は5月31日までとなっています。商工会では事前確認だけでなく、オンライン申請のお手伝いもしておりますので、売上減少要件を満たすと考えられる事業者におかれましては商工会までご連絡ください。

支援金制度の詳細等は下記ホームページでご確認いただけます。

事業復活支援金ホームページ：

<https://jigyuu-fukkatu.go.jp>



### 広島県頑張る中小事業者月次支援金

2022年1月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2019年～2021年の同じ月と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した広島県内に本社・本店がある中小法人・個人事業者を支援する制度です。

給付上限額は事業形態・売上高減少率に応じて下表のとおりで、所定の計算式により、上限額の範囲内で支給されます。

売上高減少率	個人	中小法人
▲50%以上	10万円	20万円
▲30%以上50%未満	4万円	8万円

本支援金は、1月・2月・3月の各月で要件を満たせば申請可能ですが、広島県感染症拡大防止協力支援金の給付対象だった事業者は申請出来ません。

申請方法はオンラインと郵送の2種類で、オンライン申請の方が早期に支給される見込みです。本制度も商工会で申請のお手伝いをしております。

月毎の申請となり、申請期限が **1月分は3月31日、2月分は4月30日、3月分は5月31日**までとなり、1月分の申請期限が間近となっておりますので、要件を満たすと考えられる事業者におかれましては至急、ご対応ください。

支援金制度の詳細等は下記ホームページでご確認いただけます。

広島県頑張る中小事業者月次支援金ホームページ：

<https://hiroshima-getsuji-shien.jp>



### ★地域ぐるみの子育て・世羅町の活性化のために★せらはぐからのお願い

「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会～せらはぐ～では子育て中のママさんと地域の方が協働で楽しく子育てするための活動をしています。

この度、せらはぐでは世羅高等学校美術部の生徒とコラボして、かわいい「お絵描き帳」を作成しました。このお絵描き帳を来店されたお子様へプレゼントして下さる店舗や事業者を募集しています。

地域ぐるみの子育て支援を目的とした活動となっておりますので、プレゼント配布にご協力いただける事業者におかれましては下記までご連絡ください。

※本お絵描き帳の配布は無料で、本取り組みに係る費用負担はありません。

#### (せらはぐにご協力いただいた際のその他の特典)

- ☆子育てに優しいお店として紹介
- ☆子育てサポーターステッカーと認定証をプレゼント

【お問合せ・協力について】せらはぐ事務局 世羅町子育て支援課  
☎0847-25-0295



### 高校生を対象とした合同企業説明会を開催



【当日の様子】

3月15日(火)に世羅高校1・2年生を対象に、町内事業者の魅力や伝え、町内企業等への就業促進を図ることを目的とした合同企業説明会が開催されました。

今年度は新型コロナの状況を鑑み、Web会議システムを活用したオンラインでの開催となりましたが、各生徒はタブレット端末等を活用して合計2社の説明(1コマ15分)に熱心に聞き入っていました。

説明会に参加した16企業の中にはオンラインでの説明会が初めてとなった企業も多く、戸惑うことがありながらも良い経験になったという声が多く聞かれました。

世羅町・世羅町商工会では来年度以降も地域の事業者と若者を繋ぐ取り組みを出来ればと考えておりますので、今回参加出来なかった事業所におかれましてもご活用いただけましたら幸いです。

### 労働保険事務委託事業者の皆様へ

例年、4月は資格取得届・資格喪失届ともに、他の月に比べて大変多くの申請が出されておりますが、雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合、資格取得届の処理を行うことが出来ないため、資格喪失処理の手続きを優先して処理されています。そのため、資格取得届については4月下旬以降に処理される見込みとなっております。

委託事業者の皆様におかれましては資格取得につきまして、上記事情をご理解いただき、4月中旬以降にお手続きくださいますようお願いいたします。

※相当期間遡及し資格取得する場合、建設業等で就業に当たって元請から被保険者証の提示を求められている場合等の特段の事情がある場合は商工会へご相談ください。

### 様々な行政サービスを利用できる『G Biz ID』

G Biz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。G Biz IDを取得すると、一つのID・パスワードで多くの行政サービスを利用できるようになることに加えて、G Biz IDが無ければ申請出来ない補助金制度も増えてきています。

様々な補助金を電子申請できるjGrantsを利用する場合にはこのG Biz IDが必須となりますので、補助金の活用を考えておられる事業者におかれましては申請までの取得が必要となりますのでご注意ください。

様々な手続きが電子化されてきている時代の流れからも、今後ますます活用方法が増えると思われるので、事務の効率化の一つの方策として、G Biz IDの取得・利用をご検討ください。

### 退職に寄せて・・・ 3月をもちまして、3名の職員が退職いたしますのでお知らせいたします。

この度、3月31日をもちまして退職いたします。

在職中は、公私にわたり温かい格別のご厚情を賜りまして深く感謝申し上げますと共に心から厚く御礼申し上げます。

これからは健康に留意し、一日一日を大切に歩いていきたいと思っております。

新型コロナウイルスの影響が収まらない日々が続いておりますが、会員様のご多幸とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

事務局長 豊田 雅彦

今年1月に還暦を迎えました。体力は落ちる、目は見えなくなる、髪は減る等、着実に高齢者へ近づいていると実感せざるを得ません。

平成2年10月から商工会にお世話になり、平成4年から19年、平成23年から7年と、計26年間は世羅の地で勤めさせて頂きました。会員の皆様から叱咤激励されながら人として、商工会職員として成長させて頂いたことに感謝申し上げます。

大和に住んでおりますのでちょくちょく世羅の地に来させていただくことも多いかと思っておりますので今後ともよろしくお祈り致します。

課長 立田 祐智

平成25年8月より世羅西支所での勤務をさせて頂いておりましたが、この3月末で定年退職を迎えることとなりました。

在職中は皆様からご指導、ご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

会員事業所の皆様のご健勝と益々のご発展をお祈り申し上げます。長い間、ありがとうございました。

記帳指導職員 黒木 仁美

### 後任職員のお知らせ

令和4年4月1日付けの人事異動により2名の職員を迎えることになりましたのでお知らせいたします。

豊田事務局長の後任として内海京一さん(新任)が、立田課長の後任として藤田輝宏さん(呉広域商工会から転入)が着任します。

新体制となり御迷惑をお掛けすることもあろうかと存じますが、前任者同様、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

職員一同



# ポストコロナ・DX 等、これからを切り拓くための取組に商工会と補助金等制度をご活用ください

## 新分野展開や業態転換等に取り組む事業者向け

### 事業再構築補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援します。

本補助金は新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する制度です。

本制度は、取組の類型により補助率・補助金額が大きく異なるため、詳細についてはお問合せください。

○**新分野展開**とは、今までに事業として行っていない事業を新たに始めることで、具体的には農業者が飲食店を開業する、飲食店がゲストハウスを開業する、製造業では機能等が全く異なる製品の製造を始める等が該当します。

○**業態転換**とは、商品の提供方法等を変えることで、具体的には飲食店がキッチンカーを導入する、店頭販売のみを行っていた小売店がネット販売を新たに始める、学習塾等がオンライン授業を導入する等が該当します。

## IT 導入に取り組む事業者向け

### IT 導入補助金

本補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合った IT ツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

今回の補正予算からはこれまでの通常枠に加え、デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型・複数社連携 IT 導入類型）が追加されます。インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を最大 2 年分補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。（類型により補助上限 30 万円～450 万円・補助率 1/2～3/4）

本制度は他の補助金制度とは異なり **【事前に登録された IT 導入支援事業者による IT ツールを導入すること】が要件**となっており、導入予定の IT ツールの種類によっては補助の対象外となることもあります。

幅広い業種で活用されておりますので、活用事例もぜひご確認ください。

中小機構 IT 導入補助金活用事例：<https://it-case.smri.go.jp/>

## 高度化等の設備投資に取り組む事業者向け

### ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

今回の補正予算から業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に【回復型賃上げ・雇用拡大枠】【デジタル枠】【グリーン枠】を新たに設け、補助率や補助上限額を優遇することで積極的に支援します。

本補助金は、**競争力を高めるための設備の高度化等が対象**で、補助上限額も比較的高額となっており、その分、採択されるためのハードルは高いですが、チャレンジする意義も十分にあるものです。（補助額（上限）750 万円～2,000 万円 補助率 1/2～2/3）

既存設備では生み出せない**新たな価値の創出**を目指す方に最適です。

これまでの取組例（補助対象経費）

- 冷凍食品の品質向上のための急速冷凍設備の導入（機械装置費）
- 新原料を使用した新商品製造のための設備の導入（機械装置費）

## 事業承継等に取り組む事業者向け

### 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援するもので、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援する制度です。

事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家費用、事業承継・引継ぎに関する廃業費用などが補助されます。

### 広島県事業承継・引継ぎ支援センターによる支援

中小企業の中には将来の事業継続に課題や悩みを抱える企業や、親族内に適切な後継者がいないという企業が多くあります。広島県事業承継・引継ぎ支援センターは、このような現状に対して円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代へのスムーズな承継を促進させるために設置されたもので、親族、又は第三者への事業引継ぎの相談窓口として事業承継に関するお悩みに相談員が対応します。

世羅町商工会では事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、廃業を減らすことで地域に一社でも多くの企業が残り続けるよう支援に取り組んでいます。

円滑な親族内承継に向けた支援はもちろん、M&A などによる第三者への事業の引継ぎもお手伝いいたしますので、将来の事業の担い手に関するお悩みについて、お気軽にご相談ください。

## 販路開拓に取り組む小規模事業者向け

### 小規模事業者持続化補助金

小規模業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とした補助金です。

今回の補正予算枠から、業況が厳しい中で賃上げ等に取り組む小規模事業者向けの特別枠、後継者候補が実施する新たな取り組みや創業を支援する特別枠、インボイス発行事業者に転換する場合の対応を支援する特別枠が創設されます。

（補助上限額 50 万円～200 万円、補助率 2/3～3/4）

本補助金は小規模事業者を支援するための制度で、世羅町でも多くの事業者が利用されております。販路開拓の取組みをご検討中の方はぜひチャレンジ！

#### これまでの取組例（補助対象経費）

- 商品パッケージの改良・開発（デザイン費、専門家費用等）
- 異なる客層へ訴求するための店舗改修（外注費）
- 製品品質要求に応えるための設備導入（機械装置費）
- 小売店がネットショップを開設する（外注費）
- 自社ホームページを開設する（広報費）

## 世羅町独自の支援制度もご利用ください

### 人材育成に関連した支援制度

#### □研修等受講支援助成金

新たな技能の習得や業務範囲の拡大のため、技能講習や資格検定を受講・受験する際の費用の一部を助成します。（1 事業者当たり年間 6 万円まで）

#### □後継者育成雇用支援助成金

新たに 45 歳未満の事業後継者を雇用する際に月額 5 万円を最大 12 ヶ月間助成します。

#### □専門家派遣

経営課題を解決するため、専門家による助言を受けられます。1 事業者年間 3 回まで無料で相談できます。

### 販路拡大に関連した助成金

#### □販路拡大支援助成金

新商品や主力商品を新たな市場に展開するため、人口規模の大きい市町で開催される展示会等へ出展する際の費用の一部を助成します。（1 事業者当たり年間 2 回、県内最大 3 万円・県外最大 10 万円）

#### □世羅町持続化支援事業助成金

国の小規模事業者持続化補助金同様に、新たな販路を開拓するための取組や商品の付加価値向上の取組に要する費用の一部を助成します。（最大 30 万円）

いずれも世羅町ならではの支援制度で、商工会員のみが利用できる制度となっておりますので是非積極的にご利用ください。**（事前に申請が必要です。）**

新たに下記の 11 事業者が入会されましたのでご紹介いたします。令和 3 年度においては全 24 事業所が新規入会されました。

事業所名	代表者名	業種	地区
祢宜谷鉄工所※	祢宜谷 和夫	金属製品製造業	甲山
Uneeds	信宗 恵美子	受託開発ソフトウェア業	甲山
カフェ・ヴィオラ	末元 郁子	飲食業	世羅
カラオケスナック you	伊藤 まゆみ	飲食業	世羅
中塩瓦店	中塩 憲次	屋根工事業	世羅
PIG BONE※	中山 美香	飲食業	世羅
ミール美容室	別重 和子	美容業	世羅
リサイクルショップ年金屋	實久 優子	古物販売業	世羅
小早川工務店	小早川 健太郎	大工工事業	世羅西
スナック穂	熊谷 篤子	飲食業	世羅西
247design	栗原 幸恵	デザイン業	世羅西

※は事業承継、組織形態変更による再加入

## 確定申告データから見る世羅町の状況

世羅町商工会では、経営発達支援事業において、地域の経済動向調査を行い、商工会員の皆様にフィードバックすることとしております。

地域経済動向に関するデータの一つとして、当会で確定申告支援を行った個人事業者の状況をデータ化し、各指標について整理しましたのでご紹介いたします。一般的な経営指標に加えて、地域内同業者の平均値から自社の状況を確認する目安としてご活用ください。

業種	売上増加者率	売上総利益率	人件費率	外注費率	F L 比率	特前所得率
小売業	20.00%	37.12%	8.53%	1.05%		8.10%
飲食業	15.38%	56.88%	10.09%	0.09%	53.21%	21.80%
理美容業	25.00%	88.57%	17.19%	0.04%		40.76%
製造業	27.27%	56.02%	10.09%	2.06%		18.64%
建設業	37.93%	58.50%	4.42%	7.31%		25.84%
不動産業	25.00%	100.00%	10.31%	0.28%		51.76%
その他	24.21%	96.14%	4.64%	1.56%		8.83%

F L 比率は F O O D（材料費）と L A B O R（人件費）の合計が売上高に占める割合

売上増加者率は【R2は雑収入を含む金額】と【R3は支援金等雑収入除いた金額】での推移